

サービス利用料金

1. サービス利用料金は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」その他関係法令（以下、「障害者福祉関係法令」とします。）に定める費用の額に準拠した次の金額となり、利用者は、障害者福祉関係法令に定める介護給付費又は特例介護給付費等の額を控除した額（以下、「利用者負担額」とします。）を事業者に支払うものとし、但し、利用者負担上限額を超えた部分については、事業者は、市から利用者の代わりにサービス利用料金を受け取るものとし、また、金額は障害者福祉関係法令で定められた事業所所在地の地域区分により算出されたものです。

(1) 指定居宅介護サービス利用料金

<2024.04.01 改訂>

一例 昼間午前8時～午後6時（早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算）

サービス区分 身体介護・家事援助	単位数 (単位)	利用者負担1割額目安（1回につき）		
		大津市事業所 10.60円	守山市事業所 10.36円	野洲・近江八幡市事業所 10.18円
身体介護 30分未満	256	271円	265円	260円
身体介護 60分未満	404	428円	418円	411円
身体介護 90分未満	587	622円	608円	597円
身体介護 120分未満	669	709円	693円	681円
身体介護 150分未満	754	799円	781円	767円
身体介護 180分未満	837	887円	867円	852円
身体介護、以降30分を増す毎に84単位を加算				
家事援助 30分未満	106	112円	109円	107円
家事援助 45分未満	153	162円	158円	155円
家事援助 60分未満	197	208円	204円	200円
家事援助 75分未満	239	253円	247円	243円
家事援助 90分未満	275	291円	284円	279円
家事援助、以降15分を増す毎に37単位を加算				

サービス区分 通院等介助	単位数 (単位)	利用者負担1割額目安（1回につき）		
		大津市事業所 10.60円	守山市事業所 10.36円	野洲・近江八幡市事業所 10.18円
身体伴う 30分未満	256	271円	265円	260円
身体伴う 60分未満	404	428円	418円	411円
身体伴う 90分未満	587	622円	608円	597円
身体伴う 120分未満	669	709円	693円	681円
身体伴う 150分未満	754	799円	781円	767円
身体伴う 180分未満	837	887円	867円	852円
身体伴う、以降30分を増す毎に83単位を加算				
身体なし 30分未満	106	112円	109円	107円
身体なし 60分未満	197	208円	204円	200円

身体なし 90 分未満	275	291 円	284 円	279 円
身体なし、以降 30 分を増す毎に 70 単位を加算				

サービス区分 通院等乗降介助	単位数 (単位)	利用者負担 1 割額目安 (1 回につき)		
		大津市事業所 10.60 円	守山市事業所 10.36 円	野洲・近江八幡市事業所 10.18 円
1 回につき	102	108 円	—	—

※通院等乗降介助は、北大津訪問介護事業所に限ります。

(2) 指定重度訪問介護サービス利用料金

< 2024.04.01 改訂 >

一例 昼間午前 8 時～午後 6 時 (早朝・夜間は 25% 加算、深夜は 50% 加算)

サービス区分 重度訪問介護	単位数 (単位)	利用者負担 1 割額目安 (1 回につき)		
		大津市事業所 10.60 円	守山市事業所 10.36 円	野洲・近江八幡市事業所 10.18 円
重度訪問Ⅲ 60 分未満	186	197 円	192 円	189 円
重度訪問Ⅲ 90 分未満	277	293 円	286 円	281 円
重度訪問Ⅲ 120 分未満	369	391 円	382 円	375 円
重度訪問Ⅲ 150 分未満	461	488 円	477 円	469 円
重度訪問Ⅲ 180 分未満	553	586 円	572 円	562 円
重度訪問Ⅲ 210 分未満	644	682 円	667 円	655 円
重度訪問Ⅲ 240 分未満	736	780 円	762 円	749 円
4 時間以上 8 時間未満	821 単位に 30 分を増す毎に 85 単位加算			
8 時間以上 12 時間未満	1501 単位に 30 分を増す毎に 85 単位加算			
12 時間以上 16 時間未満	2181 単位に 30 分を増す毎に 81 単位加算			
16 時間以上 20 時間未満	2829 単位に 30 分を増す毎に 86 単位加算			
20 時間以上 24 時間未満	3517 単位に 30 分を増す毎に 80 単位加算			

なお、移動中の介護を実施した場合には、上記のサービス利用料金に以下の金額を加算させていただきます。

移動介助加算 60 分未満	100 単位加算
移動介助加算 90 分未満	125 単位加算
移動介助加算 120 分未満	150 単位加算
移動介助加算 150 分未満	175 単位加算
移動介助加算 180 分未満	200 単位加算
移動介助加算 180 分以上	250 単位加算

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算

<2024.06.01 改訂>

福祉・介護職員等処遇改善加算額	
指定 居宅介護(Ⅰ)	月間に利用された合計単位数の 1000 分の 417 に相当する単位数 から算出された額
指定 重度訪問介護(Ⅱ)	月間に利用された合計単位数の 1000 分の 328 に相当する単位数 から算出された額

※福祉・介護職員等処遇改善加算とは、介護職員等の確保に向けて介護職員等の賃金改善に充てることを目的に創設されたものであり、2024年5月までの「福祉・介護職員処遇改善加算」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」の3加算を一本化したものです。

(4) 特定事業所加算(Ⅱ)

特定事業所加算額	
指定 居宅介護(Ⅱ)	月間に利用された合計単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数 から算出された額

※特定事業所加算(Ⅱ)とは、下記の基準を満たす事業所となります。

- ① 個別の居宅介護従事者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。
- ② 個別のサービス提供責任者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。
- ③ 居宅介護従事者の技術指導等を目的とした会議を定期的で開催している。
- ④ サービス提供責任者と居宅介護従事者との間の情報伝達及び報告体制を整備している。
- ⑤ 居宅介護従事者に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。
- ⑥ 緊急時等における対応方法を利用者者に明示している。
- ⑦ 新規に採用した全ての居宅介護従事者に対し、熟練した居宅介護従事者の同行による研修を実施している。
- ⑧ 当該事業所の居宅介護従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上、若しくは介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・ホームヘルパー1級課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。

(5) 初回加算

サービス区分 初回加算	単位数 (単位)	利用者負担1割額目安(1回につき)		
		大津市事業所 10.60 円	守山市事業所 10.36 円	野洲・近江八幡市事業所 10.18 円
初回加算	200	212 円	207 円	203 円

※初回加算とは、新規に個別支援計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った場合又は初回に訪問介護員がサービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合に算定。

(6) 緊急時対応加算 (月2回を限度)

サービス区分 緊急時対応加算	単位数 (単位)	利用者負担1割額目安(1回につき)		
		大津市事業所 10.60円	守山市事業所 10.36円	野洲・近江八幡市事業所 10.18円
緊急時対応加算	100	106円	103円	101円

※緊急時対応加算とは、サービス提供責任者が、利用者又はその家族から要請される内容について緊急対応の必要性を判断し、個別支援計画上に位置付けられていないサービス提供を、利用者又は家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合に算定。

(7) 利用者負担上限額管理加算

サービス区分 上限管理加算	単位数 (単位)	利用者負担1割額目安(1回につき)		
		大津市事業所 10.60円	守山市事業所 10.36円	野洲・近江八幡市事業所 10.18円
上限管理加算	150	159円	155円	152円

※利用者負担上限額管理加算は、利用者が「利用者負担上限額管理対象者」として市町から認定され、且つ、当事業所以外の他のサービス事業所と契約を締結し、利用者が当事業所に利用者負担上限額の管理を依頼した場合に加算されます。

(注) 通常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯にサービスを提供する場合には、次の割合でサービス利用料金に割増料金が加算されるものとします。

- ・早朝(午前6時から午前8時): 25%
- ・夜間(午後6時から午後10時): 25%
- ・深夜(午後10時から午前6時): 50%

(注) 指定重度訪問介護サービスで4時間を超えるサービスを提供した場合には、4時間ごとに30分単位の加算単位数が異なります。詳しくはお尋ねください。

2. 事業者は、市から支給される利用者の介護給付費等を、利用者に代わって市から受領するものとします。(代理受領)
3. 事業者が市から代理受領した介護給付費等の額については、利用者に通知するものとします。
4. 利用者の身体的理由等により、一人の従業者による支援が困難と認められる場合には、利用者又はその家族等の同意を得た上で、同時に2人の従業者によりサービスを提供します。この場合、2倍の料金がかかります。
5. 事業者が介護給付費等の代理受領を行わない場合には、利用者は事業者に対してサービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、事業者は、利用者に対して「サービス提供証明書」を交付します。利用者は、「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市に申請すると介護給付費等が支給されます。

第8条 (交通費その他の費用)

1. 従業者がサービスを提供するため、利用者宅を訪問する際にかかる交通費は、第5条に記載するサービス実施地域内にお住まいの利用者につきましては、無料となります。
2. 第5条に記載するサービス実施地域外にお住まいの利用者につきましては、事業者に対して交通費の実費を支払うものとします。その場合の実費は、第5条に記載するサービス実施地域を越える地点から目的地までの区間における往復の公共交通機関利用実費又は

自動車使用時に経費（1kmあたり30円）、有料道路代、通行料となります。

（注）従業者の移動手段は、地域により異なります。

3. 利用者がサービス提供記録等の複写物の交付を求められた場合、1枚あたり10円を徴収します。

第9条（キャンセル及びキャンセル料）

1. 利用者がサービスの利用の中止（以下、「キャンセル」とします。）をする際には、速やかに事業所まで連絡しなければならないものとします。
2. 利用者の都合によりサービスをキャンセルする場合には、本サービス利用予定日の前窓口営業日17時まで連絡しなければならないものとします。前述の連絡時間までにキャンセルの申し出がない場合は、報酬額の10割をお支払いいただくものとします。但し、利用者の容態の急変など、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、キャンセル料金は頂きません。

連絡時期	キャンセル料金
本サービス実施予定日の前、窓口営業日の17時まで	無料
本サービス実施予定日の前、窓口営業日の17時以降	サービス利用料金の10割 (全額自己負担)

3. キャンセル料金は、当月分の利用料金の支払いに合わせてお支払いいただきます。但し、利用者負担のない利用者に関しましては、事業所より直接ご請求申し上げます。